を

繰越中小連結法人税額控除限度超過個別帰属額（各連結法人の別表六の二(四)付表二）	
最初の超過連結事業年度	繰越控除金額（別表六の二(四)「12」）
	直前累積控除未済額（最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二(四)付表二「39」）
	(6)−(7)
	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額

に、「税額控除未済額（別表六の二(四)付表二「36」、別表六の二(四)付表三「36」又は別表六の二(四)付表四「36」）」を「税額控除未済額（別表六の二(四)付表二「36」）」に改め、同表の記載要領等第１号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を削り、同表１１の項中「試験研究費の額に」の次に「租税特別措置法第68条の14第６項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）に規定する開発研究用資産に係る償却費の額が含まれている場合及び」を、「場合には、」の次に「租税特別措置法施行令第39条の44第３項（国家戦略特別区域における連結法人の機械等の特別償却等）又は第27条の10第４項（国家戦略特別区域における機械等の特別償却等）に規定する特別償却実施額及び」を加え、「に規定する特別償却実施額」を「又は第17条の５第３項（復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等）に規定する特別償却実施額の合計額」に改める。

別表六の一一四付表一一の記載要領中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の９の２第５項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えられた同法第68条の９第７項（繰越中小連結法人税額控除限度超過額に係る法人税額の特別控除）」を削る。

別表六の一一四付表三及び別表六の一一四付表四を削る。

別表六の一一五の表を次のように改める。